

⑬ 国立大学法人・
大学共同利用機関法人

法人名	国立大学法人(86法人)(平成16年4月1日設立) 大学共同利用機関法人(4法人)(平成16年4月1日設立)
目的	国立大学及び大学共同利用機関を設置すること。
主要業務	《国立大学法人》 1 国立大学を設置し、これを運営すること。2 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。3 当該国立大学法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の当該国立大学法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。4 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。5 当該国立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。6 当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に出資すること。 《大学共同利用機関法人》 1 大学共同利用機関を設置し、これを運営すること。2 大学共同利用機関の施設及び設備等を大学の教員その他の者で当該大学共同利用機関の行う研究と同一の研究に従事するものの利用に供すること。3 大学の要請に応じ、大学院における教育その他その大学における教育に協力すること。4 当該大学共同利用機関における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。5 当該大学共同利用機関における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に出資すること。
委員会名	国立大学法人評価委員会(委員長:北山 禎介)
分科会名	国立大学法人分科会(分科会長:崎元 達郎)、大学共同利用機関法人分科会(分科会長:伊井 春樹)
ホームページ	法人:資料3参照、評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/1312550.htm
中期目標期間	6年間(平成22年4月1日～平成28年3月31日)

1. 国立大学法人評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度 (全91法人)	H19年度 (全91法人)	H20年度 (全90法人)	H21年度 (全90法人)	第1期中 期目標 期間	H22年度 (全90法人)	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. 年度評価については、「特筆すべき進捗状況にある」、「順調に進んでいる」、「おおむね順調に進んでいる」、「やや遅れている」、「重大な改善事項がある」の5段階評価であり、中期目標期間評価については、「非常に優れている」、「良好である」、「おおむね良好である」、「不十分である」、「重大な改善事項がある」の5段階評価。 2. 詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 国立大学法人評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。 4. 法人数は、統合前の旧法人を含む。
<項目別評価>							
1. 業務運営の改善・効率化							
特筆すべき進捗状況にある(非常に優れている)	4法人 (4%)	8法人 (9%)	12法人 (13%)	8法人 (9%)	28法人 (31%)	2法人 (2%)	
順調に進んでいる(良好である)	66法人 (73%)	57法人 (62%)	52法人 (58%)	61法人 (68%)	48法人 (54%)	72法人 (80%)	
おおむね順調に進んでいる(おおむね良好である)	18法人 (20%)	19法人 (21%)	19法人 (21%)	17法人 (19%)	13法人 (14%)	16法人 (18%)	
やや遅れている(不十分である)	3法人 (3%)	7法人 (8%)	7法人 (8%)	4法人 (4%)	1法人 (1%)	0法人 (0%)	
重大な改善事項がある(重大な改善事項がある)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	
2. 財務内容の改善							
特筆すべき進捗状況にある(非常に優れている)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	3法人 (3%)	2法人 (2%)	
順調に進んでいる(良好である)	81法人 (89%)	84法人 (93%)	77法人 (86%)	83法人 (92%)	79法人 (88%)	83法人 (92%)	
おおむね順調に進んでいる(おおむね良好である)	7法人 (8%)	5法人 (5%)	10法人 (11%)	7法人 (8%)	7法人 (8%)	5法人 (6%)	
やや遅れている(不十分である)	3法人 (3%)	2法人 (2%)	3法人 (3%)	0法人 (0%)	1法人 (1%)	0法人 (0%)	
重大な改善事項がある(重大な改善事項がある)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	
3. 自己点検・評価及び情報提供							
特筆すべき進捗状況にある(非常に優れている)	7法人 (8%)	0法人 (0%)	1法人 (1%)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	
順調に進んでいる(良好である)	80法人 (88%)	82法人 (91%)	87法人 (97%)	87法人 (97%)	88法人 (98%)	89法人 (99%)	
おおむね順調に進んでいる(おおむね良好である)	3法人 (3%)	3法人 (3%)	1法人 (1%)	2法人 (2%)	1法人 (1%)	1法人 (1%)	
やや遅れている(不十分である)	1法人 (1%)	6法人 (6%)	1法人 (1%)	1法人 (1%)	1法人 (1%)	0法人 (0%)	
重大な改善事項がある(重大な改善事項がある)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	
4. その他業務運営(施設設備の整備・活用、安全管理等)							
特筆すべき進捗状況にある(非常に優れている)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	3法人 (3%)	3法人 (3%)	
順調に進んでいる(良好である)	80法人 (88%)	76法人 (84%)	81法人 (90%)	87法人 (97%)	75法人 (84%)	81法人 (90%)	
おおむね順調に進んでいる(おおむね良好である)	10法人 (11%)	12法人 (13%)	7法人 (8%)	1法人 (1%)	9法人 (10%)	6法人 (7%)	

やや遅れている(不十分である)	1 法人 (1%)	3 法人 (3%)	2 法人 (2%)	2 法人 (2%)	3 法人 (3%)	0 法人 (0%)
重大な改善事項がある (重大な改善事項がある)	0 法人 (0%)					

2. 国立大学法人評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.10.27) (主なものの要約)

(1) 全体の状況

- 「業務運営の改善及び効率化」、「財務内容の改善」、「自己点検・評価及び情報提供」、「その他業務運営(施設設備の整備・活用等、安全管理、法令遵守)」の各項目とも、すべての法人が中期計画の達成に向けた進捗状況が、「特筆」、「順調」又は「おおむね順調」である。また、中期目標の前文に掲げる「法人の基本的な目標」に沿って、計画的に取り組んでいることが認められる。

(2) 項目別評価(一例)

評価項目	(1との関連)	国立大学法人評価委員会による評価結果等
業務運営の改善・効率化	1	・第2期中期目標の達成に向けた重要施策推進のため、新たに「中期目標達成強化経費」、「中期計画達成推進費」又は「中期目標・中期計画達成強化経費」を創設。【北海道大学、新潟大学、大阪教育大学 等】 ・経営協議会の学外委員からの意見を積極的に取り入れ、法人運営の改善等に活用。【東京医科歯科大学、電気通信大学、京都教育大学、宮崎大学 等】
財務内容の改善	2	・地域医療への貢献と特徴のある診療を推進するため、平成 22 年 11 月に日本初の O-arm(オーアーム)ポータブル CT を導入し、脊椎外科、股関節外科において斬新な治療法が実施され、受診患者数が増加するとともに、診療請求額が増加。【浜松医科大学】
自己点検・評価及び情報提供	3	・第2期中期目標期間に何を実施するのかを分かりやすく示すため、重点的に取り組む主な中期計画を樹木に見立てた絵で表し、ウェブサイトに掲載。【上越教育大学】
その他業務運営 (施設設備の整備・活用、安全管理等)	4	・従来使用していた各種サーバーを学内共有サーバーへ集約して、サーバー等を大幅に削減し、稼働率を向上させたことにより、消費電力を 48%削減。【北陸先端科学技術大学院大学】

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9) (個別意見)

平成 22 年度における国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務の実績に関して、貴委員会においては、各法人における業務運営の実態把握に精力的に取り組む、評価を行っているところであるが、以下のとおり改善すべき点がみられた。

- 経営協議会について、貴委員会の評価結果をみると、経営協議会の議事録等の公表及び学外委員からの意見を基に具体的に改善した取組事例等について評価を行い、議事録等の公表が行われていない法人については、公開を促す評価が行われている。しかし、議事録等を公開している法人においては、学外委員から具体的にどのような意見が出され、その意見を基に具体的にどのような法人運営が改善されたのかは必ずしも明らかではない状況がみられる。今後の評価に当たっては、引き続き、経営協議会の議事録等の公表状況及び公表内容について確認を行い、学外委員の意見及びその具体的な法人運営への反映状況について公表が行われていない場合は、その公表を促すような評価を行うべきである。
- 各法人は、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成 18 年8月研究活動の不正行為に関する特別委員会報告)なども参考に公的研究費の不正使用の防止に取り組んでおり、貴委員会は、公的研究費の不正使用の防止のための体制・ルール等の整備状況及び運用状況について評価を行っているが、最近においても複数の法人において公的研究費の不正使用が指摘されている。今後の評価に当たっては、指摘された公的研究費の不正使用の発生原因を検証した上で、各法人における公的研究費の不正使用を防止するための取組について、その有効性の観点から評価を行い、引き続き必要な改善を促すべきである。
- 保有資産については、「国立大学法人の組織及び業務全般の見直しについて」(平成 21 年6月文部科学大臣決定)及び「大学共同利用機関法人の組織及び業務全般の見直しについて」(平成 21 年6月文部科学大臣決定)において、保有資産の不断の見直し及び不要とされた資産の処分に努めること、さらに、既存施設の有効活用、施設の計画的な維持管理の着実な実施等に努めることとされており、貴委員会は、各法人における資産の保有の必要性についての見直しや不要とされた資産の処分に向けた取組、既存施設の有効活用等の状況について評価を行っているとしている。しかし、貴委員会の評価結果をみると、当委員会が平成 21 年度業務実績の評価において指摘した保有資産の不断の見直しや処分等に向けた取組の適切性については評価結果において言及されていない法人もみられる。今後の評価に当たっては、各法人における資産の利用実態を的確に把握した上で、法人による資産の保有の必要性についての不断の見直しや不要とされた資産の処分に向けた取組、既存施設の有効活用等の適切性について評価し、必要な改善を促すべきである。